

## 岡山後樂園等キャンパスメンバーズ制度に関する要綱

### (目的)

第1条 若者に岡山県の誇る観光地である岡山後樂園の歴史的文化的価値を認識してもらうとともに、岡山県立美術館及び岡山県立博物館の展示物等についての造詣を深めてもらうほか、これら施設の魅力を県内外へ情報発信してもらえるよう、利用しやすい環境を整えて利用機会を拡大させるため、岡山後樂園等キャンパスメンバーズ制度（以下「制度」という。）を設けるものとする。

### (対象)

第2条 制度に加入することができるものは、大学、短期大学及び専修学校（以下「大学等」という。）とする。

### (名称)

第3条 制度に加入した大学等は、「岡山後樂園等キャンパスメンバーズ」（以下「メンバー」という。）と称する。

### (特典)

第4条 メンバーに対する特典は、次のとおりとする。

(1) メンバーに在籍している学生の次に掲げる施設の無料入場

イ 岡山後樂園

ロ 岡山県立美術館（特別展を除く。）

ハ 岡山県立博物館（特別展を除く。）

(2) 前号のイからハに掲げる施設が発行する印刷物等の提供

2 前項第1号の特典を受けようとする学生は、同号に掲げる施設に入場しようとする際、その身分を証明するものを提示するものとする。

### (加入手続)

第5条 メンバーになろうとする者は、別紙様式1に定める「岡山後樂園等キャンパスメンバーズ制度加入申込書」により加入の手続を行うものとする。

2 知事は、前項に定める加入の手続を行った者が、第2条に規定する制度の対象である場合は、その加入を認めるものとする。

### (会費)

第6条 制度の会費は、年会費とし、別表のとおりとする。ただし、第9条第2項の規定により加入したメンバーの会費は、月割額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げた額に加入した日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による会費は、知事が指定した期日までに指定の銀行口座に払い込むものとする。

3 知事は、指定した期日までにメンバーが会費を支払わない場合は、その加

入を取消することができるものとする。

(会費の減免)

第7条 知事が適当と認める大学等については、次により会費を減免することができる。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げた額とする。

- (1) 大学等の本校が岡山市に所在する場合は、会費の2分の1に相当する額を免除する。
- (2) 大学等の本校が岡山市以外に所在する場合は、会費の4分の3に相当する額を免除する。

(臨時休園に係る既納付会費の取扱)

第8条 岡山後楽園が有効期間内にやむを得ない事由により相当期間臨時休園した場合は、既に納付している会費から休園日数に応じて算定した額を減額することができる。この場合において、その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とする。

- 2 前項において、有効期間内の臨時休園期間が複数となった場合は、全ての期間を合算した日数を当該有効期間の臨時休園日数とする。
- 3 第1項の額は、有効期間末をもって確定する。
- 4 前項で確定した額については、メンバーに還付する。ただし、メンバーが翌年度継続して加入する場合は、還付に替えて翌年度の会費からその額を減じることができる。

(有効期間)

第9条 メンバーに対する制度の有効期間は、原則として4月1日から翌年の3月末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学等は、年度の途中で加入することができるものとする。この場合の有効期間の始期は、申込みの時期等の状況を考慮し、知事が定める。

(退会)

第10条 メンバーが退会しようとする場合は、知事に退会届を提出するものとし、知事が受理した時点で退会したものとする。

- 2 知事は、メンバーとして適当でないと認められる行為があった場合は、メンバーを退会させ、再加入させないことができるものとする。
- 3 退会した場合の会費は、原則として返還しない。

(事務)

第11条 制度の事務は、土木部都市局都市計画課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、知事はその都度決定する。

- 附則 本要綱は、平成25年5月28日から施行する。
- 附則 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 本要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 附則 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

学 生 数	金 額
1, 0 0 0 人未満	3 5, 0 0 0 円
1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満	7 0, 0 0 0 円
2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満	1 4 0, 0 0 0 円
3, 0 0 0 人以上 4, 0 0 0 人未満	2 1 0, 0 0 0 円
4, 0 0 0 人以上	2 8 0, 0 0 0 円

別紙様式 1

岡山後楽園等キャンパスメンバーズ制度加入申込書

年 月 日

岡山県知事 伊原木隆太 殿

所在地 〒

学校名

代表者

(事務担当者)

担当者役職氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

岡山後楽園等キャンパスメンバーズ制度に加入したいので、次のとおり申し込みます。

記

1 種類 (該当する□にチェックを入れてください)

大学

短期大学

専修学校

2 学生数 人 ( 年 5 月 1 日現在)

3 年会費 円

※「加入申込書」に次の①、②を添付してお申し込みください。

①学生証の見本 (カラーコピーでも可)

②学校基本調査 (直近のもの) のうち、在学者数が明記された部分の写し